		変更					変 更 後	·		変更理由
第3条 第2条に ステム計画 (中略) 4.2 文書化 4.2.1 一般 (中略)	を定める。	のための品質保証活動を実施す			第3条 第2条に係 ステム計画で (中略) 4.2 文書化 4.2.1 一般 (中略)	を定める。	のための品質保証活動を実施す			
及び記録 ①以下の文書					及び記録	及び記録 ①以下の文書				
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	管理箇所	第3条以外の 関連条文	
5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	_	5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	5. 4. 1, 8. 2. 1, 8. 2. 3, 8. 4, 8. 5. 1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力安全・統括部	_	
		(中略)					(中略)			
		燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出し プログラム部	第13条,第34条~第37 条,第81条			燃料管理基本マニュアル	プール燃料取り出し プログラム部	第13条,第34条~第37 条,第81条	
62 64		放射性廃棄物管理基本マニュアル 防災・放射線センタ 第38条 <u>第39条</u> ,第41 条~第43条,第81条		6 2 6 4	放射性廃棄物管理基本マニュアル	防災・放射線センター	by bready bready	非管理区域等廃棄物の管理に 係る条文追加に伴う変更		
	7. 1, 7. 2. 1,	施設管理基本マニュアル	建設・運用・保守セ ンター	第29条,第68条,第81 条	7. 1, 7. 2. 1,		施設管理基本マニュアル	建設・運用・保守セ ンター	第29条,第68条,第81 条	旅る未入垣加に円 / 友文
7. 5, 7. 6	7. 5, 7. 6	放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センタ ー	第45条~第67条,第81 条	7. 5, 7. 6	7. 5, 7. 6	放射線管理基本マニュアル	防災・放射線センター	第45条~第67条,第81 条	
		原子力災害対策基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力運営管理部	第69条~第78条			原子力災害対策基本マニュアル (福島第一廃炉推進カンパニー)	原子力運営管理部	第69条~第78条	
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	運転管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第12条,第13条,第15 条~第16条の2,第18条, 第20条~第29条,第33 条,第40条の2,第81条, 第82条	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	運転管理基本マニュアル	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15 条〜第16条の2, 第18条, 第20条〜第29条, 第33 条, 第40条の2, 第81条, 第82条	
6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	廃止措置基本マニュアル	プロジェクトマネジ メント室	第12条,第13条,第16 条〜第18条,第20条〜第 26条の2,第38条 <u>〜</u> 第40 条,第41条〜第43条,第 45条〜第78条,第81条	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	6. 3, 6. 4, 7. 1, 7. 2. 1, 7. 3, 7. 4, 7. 5, 7. 6, 8. 2. 4	廃止措置基本マニュアル	プロジェクトマネジ メント室	第12条, 第13条, 第16 条~第18条,第20条~第 26条の2,第38条 <u>第39</u> 条 <u>第</u> 40条,第41条~第 43条,第45条~第78条, 第81条	
		(中略)				1	(中略)	1		
8. 2. 4	8. 2. 4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第68条,第81条	8. 2. 4	8. 2. 4	検査及び試験基本マニュアル	廃炉安全・品質室	第68条,第81条	
(中略)					(中略)					

記載なし (中略) 第38条の2 理管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域が上が、一部、割りばし、容器包装ブラステック、製品ブラスチック、製品プラスチック、関い酸等の生活ごみ(以下、本条において「非管理区域又は一方染のおそれのない管理対象区域が上が、生命では、非管理区域で管理を行う。 2、各プログラム部長及び各GMは、非管理区域空廃棄物と判断するものについては、非管理区域で管理を行う。 3、廃棄物対策プログラム部長は、非管理区域では汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物について、適切な機入り止受策及び方染的止対策が行われていることを確認し、非管理区域等廃棄物と判断する。 4、放射線形態の研究人の上受策及び方染的上対策が行われていることを確認し、非管理区域を発生が上割する。 4、放射線形態の組織、非管理区域等廃棄物について、適切な制定方法により制定された念のための放射・発動地定計価結果が、理論域出限界曲線の検出限界債未満であることを確認する。 5、各方型グラム部及及び各GMは、非管理区域等廃棄物と判断されたのについては、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から情外へ機出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を強じる等、所要の管理を行う。 (中略)	(中略) 第38条の2 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域内に持ちこまれたピン、缶、ペットボトル、古紙、割りばし、容器包装ブラスチック、製品プラスチック、吸い設等の生活ごみ(以下、本条において「非管理区域等廃棄物」という。)とする。 2.各プログラム部長及び各GMは、非管理区域等廃棄物と判断するものについては、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域において、他の廃棄物の混入防止措置を講じる等、適切な管理を行う。 3.廃棄物対策プログラム部長は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物と判断する。 4.放射線防護GMは、非管理区域等廃棄物について、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定評価結果が、理論検出限界価無実の接出限界価未満であることを確認し、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から複大とな確認し、非管理区域を廃棄物と判断する。 5.各プログラム部長及び各GMは、非管理区域等廃棄物と判断されたものについては、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から構外へ搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表 (第Ⅲ章 第1編)

変更前	原子月旭設に係る美旭計画変更比較衣(第Ⅲ草 第1裲) 変 更 後	変更理由
附則	附則	
	附則(非管理区域等廃棄物の管理に係る条文追加に伴う変更
附則(令和7年9月25日 原規規発第2509254号) (施行期日) 第1条 この規定は、令和7年10月3日から施行する。		
附則(令和7年9月8日 原規規発第2509082号) (施行期日) 第1条 2. 第60条及び第61条については,1号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ設備の運用を開始した時 点から適用することとし,それまでの間は従前の例による。	附則(令和7年9月8日 原規規発第2509082号) (施行期日) 第1条 2. 第60条及び第61条については,1号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ設備の運用を開始した時 点から適用することとし,それまでの間は従前の例による。	
(以下,省略)	(以下,省略)	

変更前	変更後	変更理由
記載公上	(非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、非管理区域関で変のおそれのない管理対象区域から発生する無金物は、非管理区域関連を開からいては、非管理区域であるとして、型はアクスチック、製品アクスチック、吸い酸等の生活ごか(以下、本条において、非管理区域等廃棄物という。) とする。 2、各アログラム部長及び各GMは、非管理区域等廃棄物と判断するものについては、非管理区域では透りのおそれのない管理対象区域において、他の廃棄物の混入防止措置を満じる等。適切な管理を行う。 3、廃棄物対策プログラム部長は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物と判断されて、連切を混成が廃物と判断された。このための放対策制に連びは、非適性と対象とでは、非常性の域等の変物と判断されたものとのにでは、非管理区域外は汚染のおれたものとのにでは、非管理区域とは汚染のおれたものとの混在防止措置を満じる等、所要の管理を行う。	非管理区域等廃棄物の管理に係る条文追加に伴う変更

変更前変更複変更複

(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)

第87条の2

発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、廃棄物対策プログラム部長は、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び発電所内の一時保管エリア(覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽 ^{*3}を含む。)について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。

(中略)

(5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)で発生した廃棄物の管理)

第87条の3

多核種除去設備GMは、表87の3-1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。

- 2. 多核種除去設備GMは、表87の $\frac{3}{2}$ -1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。
- 3.1~6号機械設備GMは,5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。
- 4. 廃棄物対策プログラム部長は、表87の $\frac{3}{2}$ -2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回 貯蔵量を確認する。
- (2)空間線量率及び空気中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。

表87の3-1

放射性廃棄物の種類	貯蔵施設
5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)浄 化ユニットで使用したセシウム/ストロン チウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設

表87の3-2

廃棄物の種類	貯蔵箇所
5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)浄 化装置で使用したキレート樹脂及びゼオラ イト	固体廃棄物貯蔵庫
5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類	回冲疣来初灯敞焊

(中略)

(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)

第87条の3

発電所の敷地内で発生した瓦礫等^{*1}について、廃棄物対策プログラム部長は、固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び発電所内の一時保管エリア(覆土式一時保管施設^{*2}及び伐採木一時保管槽 ^{*3}を含む。)について、柵、ロープ等により区画を行い、人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また、遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。

非管理区域等廃棄物の管理に

(中略)

(5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)で発生した廃棄物の管理)

第87条の4

多核種除去設備GMは、表87の4-1に定める放射性廃棄物を定められた貯蔵施設に貯蔵する。

- 2. 多核種除去設備GMは,表87の $\underline{4}$ -1に定める貯蔵施設において次の事項を確認するとともに, その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 放射性廃棄物の貯蔵状況を1週間に1回確認する。
- 3.1~6号機械設備GMは、5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)浄化装置で使用したキレート樹脂及びゼオライト並びに淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ類を固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵する際は、保管容器に収納後、保管容器表面の線量率を測定する。
- 4. 廃棄物対策プログラム部長は、表87の $\underline{4}$ -2に定める貯蔵箇所において次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。
- (1) 廃棄物の貯蔵状況を確認するために、1週間に1回貯蔵箇所を巡視するとともに、1ヶ月に1回 貯蔵量を確認する。
- (2)空間線量率及び空気中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。

表87の4-1

放射性廃棄物の種類	貯蔵施設
5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)浄 化ユニットで使用したセシウム/ストロン チウム同時吸着材吸着塔	使用済セシウム吸着塔一時保管施設

表87の4-2

廃棄物の種類	貯蔵箇所
5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)浄 化装置で使用したキレート樹脂及びゼオラ	
イト	田休虎充物吃蓬虏
5・6号炉仮設設備(滞留水貯留設備)淡水化装置で使用した逆浸透膜及びフィルタ	固体廃棄物貯蔵庫
類	

(中略)

2

変更前	変更後	変更理由
附則	附則	
	(施行期日)	
	第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。	非管理区域等廃棄物の管理に
	2. 第87条の2については、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の	係る条文追加に伴う変更
	構外搬出を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。 	
<u>附則(令和7年9月25日 原規規発第2509254号)</u> <u>(施行期日)</u>		
<u>第1条</u> この規定は、令和7年10月3日から施行する。		
附則(令和7年3月28日 原規規発第2503282号) (施行期日)	附則(令和7年3月28日 原規規発第2503282号) (施行期日)	
第1条	第1条	
2. 添付 1 (管理区域図)の全体図及び添付 2 (管理対象区域図)の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	2. 添付1(管理区域図)の全体図及び添付2(管理対象区域図)の全体図については、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	
(中略)	(中略)	
附則(令和5年2月21日 原規規発第2302212号)	附則(令和5年2月21日 原規規発第2302212号)	
(施行期日) 第 1 条	(施行期日) 第1条	
	2. 第89条の表89-1における固体廃棄物貯蔵庫第10棟排気口から放出される放射性気体廃棄物	
3. 添付1 (管理区域図)の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2 (管理対象区域図)の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。	3. 添付1 (管理区域図) の全体図及び固体廃棄物貯蔵庫第10棟の管理区域図面並びに添付2 (管理	
附則(令和3年4月6日 原規規発第2104063号) (施行期日)	附則(令和3年4月6日 原規規発第2104063号) (施行期日)	
第1条	第1条	
2. 第5条, 第87条, 第87条の2及び第89条については、 減谷処理設備の運用を開始した時点が ら適用することとし、 それまでの間は従前の例による。	2. 第5条, 第87条, 第87条の3及び第89条については, 減容処理設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。	
附則(令和2年8月3日 原規規発第2008037号)	附則(令和2年8月3日 原規規発第2008037号) (#2分期日)	
(施行期日) 第 1 条	(施行期日) 第1条	
2. 添付1 (管理区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟,添付2 (管理対象区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は,それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし,それまでの間は従前の	2. 添付1 (管理区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟,添付2 (管理対象区域図)の全体図における免震重要棟及び入退域管理棟並びに免震重要棟及び入退域管理棟の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の	
例による。	例による。	
(以下,省略)	(以下,省略)	

変更前	変更後	変更理由
2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明 2.1 放射性廃棄物等の管理	2 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明 2.1 放射性廃棄物等の管理	
(中略)	(中略)	
(現行記載なし)	2.1.4 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物の管理 2.1.4.1 基本方針 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、廃棄又は資源として有効利用する。	非管理区域等廃棄物の管理追加に伴う新規記載
	2.1.4.2 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物と管理方法 (1)非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する廃棄物は、非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域内に持ちこまれたビン、缶、ペットボトル、古紙、割りばし、容器包装プラスチック、製品プラスチック、吸い殻等の生活ごみ(以下、本条において「非管理区域等廃棄物」という。)とする。	-
	(2) 管理方法 非管理区域又は汚染のおそれのない管理対象区域から発生する非管理区域等廃棄物は、同区域内に設置された容器に封入する。非管理区域等廃棄物は、袋内が容易に確認出来るように透明な袋等を使用し、他の物品の混入防止措置を講ずる。 また、容器に封入する時は、適切な測定方法により測定された念のための放射線測定を行い、放射線測定評価結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。 非管理区域等廃棄物を封入した容器は、密閉・封印する。非管理区域等廃棄物を封印した容器は、容器と、容器を表面の放射線測定を実施後、福島第一原子力発電所構外に搬出する。なお、当該容器は、再利用等を	
	実施するために福島第一原子力発電所に戻す。 (以上)	